

・公表形態

特許庁ホームページ
政府統計の総合窓口(e-Stat)
国立国会図書館での閲覧等

・Q&A

Q. 模倣被害実態調査はどのような調査ですか？

A. 経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国法人が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することを目的とした調査です。

Q. 模倣被害実態調査はどのようなことを調べていますか？

A. 法人の模倣被害の状況や模倣被害への対策状況について調査しています。

Q. 調査対象はどのように選ばれているのですか？

A. 日本国特許庁に産業財産権を登録している我が国法人を対象とし、各法人が特許庁に産業財産権を登録している件数毎に、『10件未満』、『10件以上100件未満』、『100件以上』の3区分に分け、標本理論に基づき、各区分別に層化抽出しています。ただし、『100件以上』については、母集団数が小規模なため全数調査としています。

Q. 調査結果はいつ頃公表されるのですか？

A. 調査実施年度の3月頃です。

Q. 調査票はいつ頃配布されますか

A. 調査対象の方には9月頃に配布いたします。

Q. 調査票の提出はいつまでに、どのようにすればいいですか？

A. 発送させていただいた調査票に記載のHPからのオンライン回答、または記入された調査票を同封の返信用封筒(料金、特許庁負担)での返信で、10月中に提出をお願い致します。

Q. 公表していない情報が含まれていますが、その内容が公表されたり漏洩したりする事態は起こらないですか？

A. 記入して頂いた内容は、統計法により秘密が保護されます。また、回答内容は統計目的以外には一切使用されません。調査結果は積み上げ集計値及び統計的に処理した拡大推計値が公開されますが、個々の回答の数値の公開はいたしません。